

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市条例第42号

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年四日市市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) <u>国土交通大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例第4条第6号の規定による、国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。

（上下水道局技術部水道建設課）